市場関連リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

改 正

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備	 考
マーケット・リスク	内部モデルの確認検査用チェックリストを参照			
びその他の				
を使用した				
<u>リスク官埋</u> 				

(注)上記の内部モデルの確認検査用チェックリストについては、【別紙2】を参照のこと。

現 行

		現 行	
項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
マーケット・リスク 規制関連 (国際統一基 準適用金融機 関のみ検証)	(1) マーケット・リスク相当額不算入の特例の規定	(1) 特定取引勘定設置金融機関及び特定取引勘定設置金融機関以外の金融機関それぞれについて、マーケット・リスク相当額不算入の特例の規定(告示(平成10年金融監督庁・大蔵省告示第16号。以下同じ。)第3条)により不算入としているものは、告示に定められている条件を満たしているか。	
	(2) マーケット・リスク算出の対象の規定	(2) 特定取引勘定設置金融機関及び特定取引勘定設置金融機関以外の金融機関それぞれについて告示(第10条)に定められている取引及び財産を対象としているか。	
	③ マーケット・リスク相当額の正確な算出	(3) マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、告示(別表第3)に定めるところの内部モデル方式又は標準的方式を用いて正確に算出している	
		「Mの」主要な金融市場でのディーリスクを行い、複雑なデリバティークリスクの内ででいる金融機関にあるいた。	
	(4) 告示上のモデルと実際のモデルとの違いの認識	(4) 国際統一基準における、マーケット・リスクの内部モデル方式においては、保有期間を10日間と仮定している等、実際のトレーディング手法とは異なる場合があることを認識した上で、自行のトレーディング手法に応じた内部のリスク管理用モデルを設定していることが望ましい。	
	(5) リスク管理部門におけるモデルの理解	(5) リスク計測モデルでは、拠点毎、商品毎等種々のものが存在すると考えられる。したがって、リスク管理部門においては、何種類のモデルを使用しているか、また、各モデルの要素は整合的に決定され、リスク量の合算手続にも問題はないかを検証した上で、その内容を理解しているか。なお、市場・リスク管理・事務管理部門でリスク量等が相違する場合は、その要因・妥当性が説明できているか。	

内部モデルの確認検査用チェックリスト

項目	内部モデルのチェック項目	内部モデルのチェック項目に係る説明	備考
. 一般的条 件 1.リスク管理 システムの 遺漏のない 形での運営	内部モデルの位置づけ	リスク管理システムに概念上の問題がなく、かつ、遺漏のない形で運営されているか。 ・リスク管理方針のもとで、内部モデルについて次のようなことが把握されているか。 当該金融機関が行っている取引の種類と規模を踏まえたモデルの構築の考え方に基づいたリスクの特定と計測 ~ から生じるモデルの限界と弱点を補完するためのストレス・テストの実施の内容を検証するためのバック・テスティングの内容また、連結対象となる子会社等に対しても上記 ~ について把握し、連結ベースのリスク管理システムに問題がないことを確認しているか。 ・内部モデルで把握された結果を踏まえ、自己資本の割り当ての方針を策定しているか。	
2. リスク管理 のための人 員配置	(1) 人材の確保	・各部門(フロント、ミドル、バック、検査部等)の業務内容に応じて、モデルの使用に習熟したスタッフが確保されているか。 ・管理者は、VaR及びモデルに関し、十分な知識と経験を有しているか。	
	(2) 人材の育成	・内部モデルに関する研修体制は整備されているか。	
3. モデルに関 する記録	モデルに関する過去の記録	・モデルの運用記録を保存しているか。 ・モデルの設計における方法等選択の際の検討過程、決定根拠についての詳細な記録等を保存しているか。 ・事後の検証を容易にするための記録を保存しているか。	
4.ストレス・ テストの実 施	定期的なストレス・テストの実施	・後段 . 3 . 「ストレス・テスト」のような形で、ストレス・テストを実施しているか。	

項目	内部モデルのチェック項目	内 部 モ デ ル の チ ェ ッ ク 項 目 に 係 る 説 明	—————————————————————————————————————	考
準 1 独立したリ	(1) リスク管理部署の独立性の確保	・リスク管理システムの設計・運営に責任を負うリスク管理部署を、フロント部署から独立して設置しているか。 ・同一の役員が、フロント部署とリスク管理部署を担当していないか。		
スク管理部 署の設置	(2) 役員及び取締役会等への報告	・リスク管理部署は、リスク計測モデルの算出結果を担当役員及び取締役会等に直接、報告しているか。		
	(3) リスク管理部署の権限の明確化	・リスク管理部署の役割及び権限について、明確に規定しているか。また、 各規定の整合性に問題はないか。		
	(4) リスク管理部署の役割	 ・リスク管理部署は、リスク計測モデルから得られた結果を分析しているか。 ・リスク管理部署は、適切なリスク管理の観点から、フロント部署等に対する相互牽制機能を十分に発揮できる態勢となっているか。 ・リスク管理部署は、明確なリスク管理方針を関連全部署に周知徹底しているか。 ・リスク管理部署は、トレーディング・リミットの遵守状況等を管理しているか。なお、バンキング勘定においてもリミットを設定している場合には、遵守状况等を管理しているか。 		
2.バック・テ スティング	(1) バック・テスティングの実施	 ・バック・テスティングの実施方法、頻度、分析手続き及び報告手続きは文書化されているか。 ・バック・テスティングを定期的に実施しているか。 ・ポートフォリオを固定させた仮想のトレーディング損益等と、実際のトレーディング損益等いずれかを用いたバック・テスティングを実施しているか。 ・ブロード・リスク・カテゴリー(金利・株式・外国為替・コモディティ、また、オプションのボラティリティは、関連するそれぞれのリスク・ファクター・カテゴリーに含まれる)内で、過去のデータから計測される相関を考慮している場合、ブロード・リスク・カテゴリー別のバック・テスティングを業務内容等に応じて実施していることが望ましい。 		

項目	内部モデルのチェック項目	内部モデルのチェック項目に係る説明	備	考
	(2) バック・テスティング結果の分析	・トレーディング損益等がVaRを超過した際の原因を分析しているか。 ・日毎のVaRとトレーディング損益等との間に、常時、大きな乖離が生じている場合は、分析・検討を行い、その要因に応じてモデルを見直しているか。 ・バック・テスティングの結果に基づき、内部モデルの特性や捕捉していないリスクについて把握し、必要な対応を行うことによりリスク計測モデルの信頼性や整合性を確保しているか。		
	(3) バック・テスティング結果の報告	 ・バック・テスティングの結果は、実施の都度、担当役員等に報告しているか。 ・バック・テスティングの結果は、一定期間毎に取締役会等に報告しているか。 ・バック・テスティングの結果、リスク計測モデルの正確性等に問題が発見された場合、速やかな取締役会等への報告及び対応策の策定のための体制を確保しているか。 		
3.ストレス・ テスト	(1) ストレス・シナリオの設定	 ・大きな価格変動と流動性の急激な低下を併せ持った過去の大きな混乱時の 市況変動を、現在のポートフォリオに対して適用するストレス・シナリオ が設定されているか。 ・当該金融機関のポートフォリオに対して、最悪事態を想定したストレス・シナリオを開発しているか。 ・ストレス・シナリオには、当該金融機関特有のリスクの特徴を反映しているか。 (例えば、オプションやオプションに類似した性質を有する商品の価格特性を考慮しているか) ・ボラティリティあるいは相関係数の変化を考慮に入れたストレス・シナリオが設定されていることが望ましい。 		
	(2) ストレス・テストの実施	 ・ストレス・テストの実施方法、頻度、及び報告手続きは文書化されているか。 ・ストレス・テストを定期的に実施しているか。 ・ストレス・テストの対象となっているリスク・ファクターは、主要な取引をカバーしているか。また、ストレス・テストの対象となっていないリスク・ファクターについては、随時、見直しているか。 		

項目	内部モデルのチェック項目	内部モデルのチェック項目に係る説明	備	考
	(3) ストレス・テスト結果の報告	・ストレス・テストの結果は、実施の都度、担当役員等に報告しているか。 ・ストレス・テストの結果は、一定期間毎に取締役会等に報告しているか。 ・ストレス・テストにおいて多額の損失が予想される場合、速やかな取締役 会等への報告及び対応策の策定のための体制を確保しているか。		
	(4) ストレス・テスト結果の活用	・ストレス・テストの結果に応じた対応策等が策定されているか。 ・ストレス・テストの結果を、運用方針やリミットの設定に反映するよう活 用しているか。		
4.取締役及び取締役会のリスク管理への関与	(1) 取締役等のリスク計測モデルへの理解	 ・取締役会は、リスク管理の重要性を認識して経営資源を投入しているか。 ・取締役会は、VaRの算出方法及び限度額の決定が、経営や財務内容に重大な影響を及ぼすことを理解しているか。 ・リスク管理担当役員は、内部モデルの内容を理解し、その弱点を把握しているか。 ・役員等に対し、内部モデルの理解を深めるため、必要に応じ、適宜研修等を行っているか。 		
	(2) リスク管理への取組体制	 ・取締役及び取締役会は、リスク計測モデルによるリスク管理に積極的に関与するとともに、当該業務に必要な体制整備を行っているか。 ・取締役会は、当該金融機関の業務内容に必要とされるリスク計測モデルの基本的な考え方を明確に定めているか。 ・取締役会は、リスク管理の方針及び手続きの策定に当たって、ストレス・テストの結果を考慮しているか。 		
5. リスク計測 モデルの通 常のリスク 管理手続へ の取込み	(1) 計測結果レポートの作成・報告	 ・VaRを用いた日々のリスクレポートは迅速に作成され、日次ベースで管理者へ報告しているか。 ・VaRリミットの超過は適切に報告、承認されているか。 ・管理者へのコメントを含めた、主要なリスクを要約した報告書が定期的に作成されているか。 		

項目	内部モデルのチェック項目	内部モデルのチェック項目に係る説明	備考
	(2) 計測結果の分析・活用	 ・各関連部署は、リスクレポートを日々のリスク管理に活用しているか。 ・モデルにより計測したリスク量と、ポジション枠及び収益目標の関係について分析しているか。 ・リスク計測結果は、リスク管理方針の策定やモニタリング等に十分に活用されているか。 ・リスク計測結果は、運用方針やリミットの設定に反映しているか。 ・部門別の業績評価のためにVaRが活用されているか。評価にVaRを活用している場合には、個人もしくはグループ等のより小さな収益ユニット単位の評価にも、VaRを活用したリスク・リターン分析に基づく業績評価が行われていることが望ましい。 	
	(3) リスク計測モデルの適正性	・ミドルは、各部門のフロントと同一のプライスを使用していることが望ましいが、同一でない場合には、その差異を把握しているか。 ・ミドルは、各部門のフロントと同一のモデル(イールド・カーブ等)を使用していることが望ましいが、同一でない場合には、その差異を把握しているか。 ・フロントとミドルは、同一のVaRを使ってリスク管理を行うことが望ましいが、同一でない場合には、その差異を把握しているか。 ・リスク計測モデルを変更する場合の手続きは適正に行われているか。 ・新しいモデルを使用する前に、テスト・データにより他の計算手法で計算した結果と比較検討しているか。 ・リスク計測モデルの変更に当たっては、リスク管理方針と整合的であることを確認した上で、関連部署及び子会社等に対して伝達しているか。 ・リスク計測モデルは、業務の実態に応じて、必要なリスクを全てカバーしているか。	
	(4) 日々のモニタリング	・日々のモニタリングは適切に行われているか。	
	(5) 新商品への対応	・新たな商品は、リスク計測モデルに組み込まれているか。 ・VaR計測に含めない商品は、含めないだけの合理的理由があるか。また、その場合には、十分な自己資本を割り当てているか。	

T			
項目	内部モデルのチェック項目	内部モデルのチェック項目に係る説明	備考
6. リスク計測 モデルに関 する規定の 整備	(1) 規定の整備	・リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続きを記載した 規定を整備し、定期的に見直しているか。また、市場リスク管理態勢に関 する他のチェック項目との整合性は、確保されているか。	
正備	(2) 規定の遵守	・規定を遵守するための態勢を構築しているか。	
7. 内部検査・ 外部監査 内部検査	(1) 内部検査の体制整備	・内部モデル検査を網羅的にカバーする検査プログラムが整備されているか。 ・内部検査の担当者は、市場リスク管理手法に習熟しているか。	
	(2) 内部検査の実施	・内部検査は、1年に1回以上の頻度で行っているか。	
	(3) 内部検査の検査範囲	・内部検査において、以下の点について検査を行っているか。 リスク管理システム及びそのプロセスは適切に文書化され、遅滞なく更新されていること リスク管理部署の組織構成・人材の配置 マーケット・リスクの計測が日々のリスク管理に統合されていること プライシングモデル及びリスク計測モデルを含む新しいモデルの承認プロセスの適切性 リスク管理プロセスにおける変更内容 リスク計測モデルによって捉えられるマーケット・リスクの範囲経営陣向けの情報システムに遺漏がないこと ポジション・データの正確性及び完全性 内部モデルを稼働させる際に用いられるデータソースの整合性、適時性、信頼性及び独立性 ボラティリティや相関等に関する仮定の正確性及び適切性 プライシングモデルのロジックの合理性 リスクの計測値や計算方法の正確性 バック・テスティングのプロセス及び結果の適正性 ストレス・テストのプロセス及び結果の適正性	
	(4) 内部検査結果の活用	・内部検査の結果を踏まえて、リスク計測モデルを適切に見直しているか。	

項目	内部モデルのチェック項目	内部モデルのチェック項目に係る説明	備考
外部監査	外部監査の実施	 ・外部監査は、定期的に実施しているか(1年に1回程度が望ましい)。また、リスク計測モデルの重要な変更が行われた場合にも、外部監査を実施しているか。 ・外部監査は、業務内容や内部検査の実施状況を勘案して、適切に実施しているか。 ・外部監査の結果を踏まえて、リスク計測モデルを適切に見直しているか。 	
8. リスク計測 システム	(1) ドキュメントの整備	 ・システムに関する方針及び手続きは全て文書化されているか。 ・システム毎(PCを含む)にそれぞれのシステム・ドキュメントが作成されているか。 ・リスク計測システムの機能及びシステム間の相互関連を正確かつ網羅的に記述した文書を整備しているか。 	
	(2) データ入力	 データのエラーチェックを行っているか。 外部データは適正なソースのものを使用しているか。異なったソースを使用している場合には、合理的理由及び整合性があるか。 取引データの入力プロセスは、ダイレクトリンクにより行われているか。 手入力となっている部分については、データの正確性の確認のためのレビューが行われているか。 	
	(3) システムの変更	・VaRモデルの変更は、リスク計測システムに正しく反映されているか。	
	(4) セキュリティー	・システム管理者は、システムの操作方法とともにセキュリティーに関する 知識を有しているか。・情報の保護に関する実効的な規定が整備され、遵守されているか。・システムのコンティンジェンシープランが策定されているか。	
9.内部モデル の研究	モデルの研究態勢	・内部モデルの高度化及び精緻化のための研究が、随時、行われているか。	

項目	内部モデルのチェック項目	内部モデルのチェック項目に係る説明	備 考
. 定量的基 準 1. V a Rの算 出	(1) パラメーターの要件	・トレーディング勘定においてVaRを日々算出しているか。 ・VaRを算出する際は、片側99%の信頼区間を適用しているか。 ・保有期間は10営業日以上としているか。また、保有期間に対応したデータの採取方法の妥当性を検証しているか。 ・ヒストリカル・データの観測期間について、期間の妥当性を検証しているか。 ・ヒストリカル・データの観測期間について、期間の妥当性を検証しているか。 ・ヒストリカル・データを3か月に1回以上は更新しているか。また、更新サイクルの妥当性を検証しているか。 ・なお、バンキング勘定においてVaRを算出している場合には、算出頻度や設定したパラメーターは適切なものとなっているか。 ・市場価格が大きく変動した場合には、ヒストリカル・データについての見直しの必要性を認識し、適切な対応を行っているか。 ・内部モデルの前提条件となる事項等(正規性や相関など)について、定期的に検証を行っているか。	デル(BIS用モデル)との差異を把握す
2.マーケット ・リスク・ ファクター	(1) リスク・ファクターの設定	 マーケット・リスク・ファクターの設定に当たっては、ポートフォリオに内在するリスクを十分に把握できるものとなっているか。 ・マーケット・リスク・ファクターについては、金利、為替、株式及びコモディティに関するものを設定しているか。 ・複数のリスク・ファクターに属する資産のマッピングにおいては、各リスク・ファクターに対応させているか。 ・業務内容の変化に応じ、設定したマーケット・リスク・ファクターを見直しているか。 	
	(2) 金利リスク・ファクター	 ・主要なポジションを有する各通貨毎にリスク・ファクターを設定しているか。 ・イールド・カーブの作成方法についての規定を整備しているか。 ・イールド・カーブのリスク・ファクターの設定及び構築方法について、当該金融機関のポートフォリオ特性との整合性に問題はないか。 ・スプレッド・リスクを把握しているか。 	
	(3) 為替リスク・ファクター	・主要なポジションについて、各通貨毎(ゴールドを含む)に対応したリスク・ファクターを設定しているか。 ・市場流動性に欠ける通貨の取り扱いについて、VaR計測における取り扱いと業務運営方針における取り扱いは整合しているか。	

項目	内部モデルのチェック項目	内部モデルのチェック項目に係る説明	
	(4) 株式リスク・ファクター	・株式リスク・ファクターは、マーケットの特徴及び運用の特徴と整合的に なっているか。	
	(5) コモディティ・リスク・ファクター	・各金融機関のコモディティへの取組状況に照らして、適切なリスク・ファ クターを設定しているか。	
3. リスクの合 成	ポジションの相殺	・金利、為替、株式及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、 ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてリスク量の合算 する場合には、これを合理的に説明した事項を記載した書類を作成し、保 存しているか。	
4.オプション	(1) オプションのリスク計測	 ・オプションのリスクについては、各リスク・カテゴリー内で計測しているか。 ・オプションの非線形リスクを捉えているか。 ・オプションのリスク計測手法の採用において、各手法を比較検討しているか。 	
	(2) ガンマ・リスクの計測	・分散共分散法を採用している場合、オプションのガンマ・リスクを計測し ているか。	
	(3) ベガ・リスクの計測	 ・オプションのボラティリティについては、異なる残存期間毎に区分して計測しているか。 ・オプションのボラティリティの変動によるリスク (ベガ・リスク) の計測のためのリスク・ファクターを組込んでいるか。 ・複雑なポジションを有する金融機関は、そのポジションに関係するボラティリティをより詳細に特定しているか。 	
5.ポジション データ等	(1) データの採取	・主要な資産(オフバランスを含む)のマーケット・データが採取されているか。 ・データの取得タイミングやサイクルにおいては、データが偏ったものとならないようにしているか。 ・異常データの発見と対処のための具体的運用基準を定めているか。	

項目	内部モデルのチェック項目	内部モデルのチェック項目に係る説明	備考
	(2) データの正確性・整合性の確保	 ・欠損データの補間方法は妥当か。 ・データ・ソースの整合性、適時性、信頼性、独立性に問題はないか。 ・ポジション・データを常に検証し、その正確性及び整合性を確保しているか。 (例えば、リスク計測モデルで使用しているポジション・データとバックで把握されたポジション・データとの照合を定期的に実施しているか) 	
. マーケッ ト・リスク 規制におけ るマーケッ	(1) マーケット・リスク相当額の算出	・前日のVaR値と直近60営業日の日々のVaR値の平均に、決められたマルチプリケーション・ファクターを乗じた値の二つの値のうち、大きい方をマーケット・リスク相当額としているか。	(注)「超過回数」とは、内部モデル方式 を用いる部分について、算出基準日を含 む直近250 営業日の日ごとの損益を、実 際に発生した損益又はポートフォリオを
ト・リスク 相当額の算 出		・バック・テスティングの結果、発生した超過回数に応じて、以下のような対応を行っているか。 超過回数が10回以上の場合は、適切に対応しているか。 超過回数が5回以上の場合は、それぞれについて、その原因を分析した事項を記載した書類を作成し、保存しているか。また、その理由を明確に説明できる体制となっているか。	固定した場合において発生したと想定される損益として算出し、その日ごとの損失の額が保有期間を1日、信頼区間を99%としてリスク算出した日ごとのVaRを上回る回数をいう。
・トレーディング勘定 における個 別リスク	個別リスクの計測	・個別リスクについては、漏れなく計測しているか。 ・個別リスクについて、内部モデル方式を用いて計測する場合には、定性的基準及び定量的基準に加え、以下の基準を満たしているか。 ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化が、マーケット・リスク全体に与える影響を把握していること 市場環境の変化が、マーケット・リスク全体に与える影響を把握していること イベント・リスク及びデフォルト・リスクを正確に把握していること バック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握していることと ・個別リスクを内部モデル方式を用いて計測していない場合には、標準的方式を用いて計測しているか。	

注意事項 検査の対象となる内部モデル及び対象リスクの範囲

自己資本比率におけるマーケット・リスク相当額を算出するために銀行法に基づき当局に届け出ているリスク計測モデルを検査の対象とし、トレーディング勘定の市場リスク並びにバンキング勘定の為替リスク及びコモディティ・リスクを当該リスク計測の対象範囲とする。また、金融機関が内部管理用として使用しているこれらリスクに係るリスク計測モデルも対象とする。 なお、金融機関が内部管理用として使用しているバンキング勘定の金利リスクに係るリスク計測モデルも対象とする。

信用リスク検査用マニュアル

大 項 目	1.債権の分類方法
中 項 目	自 己 査 定 基 準 の 適 切 性 自 己 査 定 基 準 の 適 切 性
	現行改工
(1) 基本的な考え方	「債権の査定に当たっては、原則として、信用格付を行い、信用格付に基づき債務者区分を行った上で、債権の資金使途等の内容を個別に検討し、担保や保証等の状況を勘案のうえ、債権の回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて、分類を行うものとする。 「ただし、国及び地方公共団体に対する債権、特別公的管理銀行及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして債務者区分は要しないものとし、非分類債権とする。
	なお、国際統一基準適用金融機関にあっては信用格付を行うものとし、国内基準適用金融機関にあっては信用格付を行うものとし、国内基準適用金融機関にあっては信用格付を行わず債務者区分を行って差し支えないが、信用格付を導入することが望ましい。
(6) 分類対象外債権	政府出資法人及び地方公共団体に対する債権 政府出資法人に対する債権

大	項	目	1.債権	の分類	方法																	
中	項	目	自	己	查	定	基	準	の	適	切	性	自	己	查	定	基	準	の	適	切	性
						3	現	行								Ē	!女	正				
法にお 関係		注緊急措置 正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない 権区分との ものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ず る債権以外のものに区分される債権」であり、正常先に対する債権及										ものとし る債権以 対する値	ンて、要 人外のも <u>計権、特</u> 付する信	管理債 のに区 別公的 種及ひ	権、危公された。 「分された」 管理針 で要注意	診険債権 いる債権 関行及で	権、破 権」で び被管	産更生 あり、 理金融	債権及 国及び 機関に	びこれ 地 <u>方公</u> 対する	題がない らに準ず <u>共団体</u> (((((((((((((((((((

大 項 目	1.貸倒引当金	
中 項 目	償却・引当基準の適切性の検証	償却・引当基準の適切性の検証
	現行	改正
1 . 貸倒引当金	貸倒引当金は、少なくとも債権(貸出金及び貸出金に準ずる債権)を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もり計上する。	貸倒引当金は、少なくとも債権(貸出金及び貸出金に準ずる債権)を対象とし、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もり計上する。 ただし、国及び地方公共団体に対する債権、特別公的管理銀行及び被管理金融機関に対する債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないものとして貸倒引当金の対象とはしないこととする。
	また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度 等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づ き償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却 ・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。 なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っ ている場合には、貸倒引当金の総額は、信用リスクの計量化等により 導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を十分に充たす必 要がある。	また、貸倒引当金の算定は、原則として債務者の信用リスクの程度等を勘案した信用格付に基づき自己査定を行い、自己査定結果に基づき償却・引当額の算定を行うなど、信用格付に基づく自己査定と償却・引当とを一貫性をもって連動して行うことが基本である。なお、合理的で適切な内部モデルにより信用リスクの計量化を行っている場合には、貸倒引当金の総額は、信用リスクの計量化等により導き出されたポートフォリオ全体の予想貸倒損失額を十分に充たす必要がある。